

研究倫理教育(大学院生 Advanced)追加資料

2019年8月版

広島大学研究不正防止対策推進室



HIROSHIMA UNIVERSITY



本学の不正事例

本学の不正事例

- (1) 研究活動の不正行為
- (2) 研究費の不正使用
- (3) 処分と影響

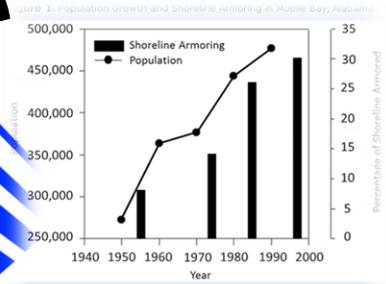
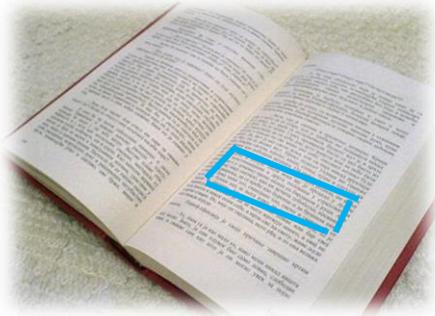
本学の不正事例

(1) 研究活動の不正行為

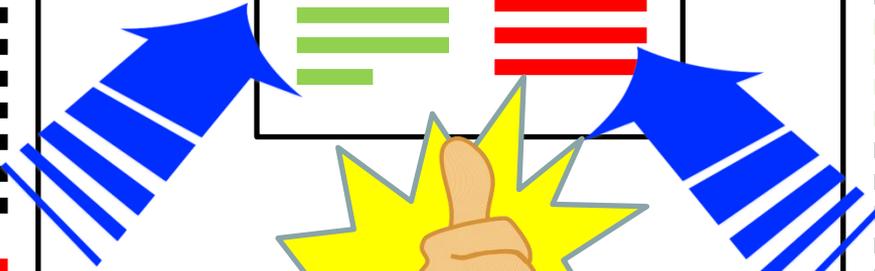
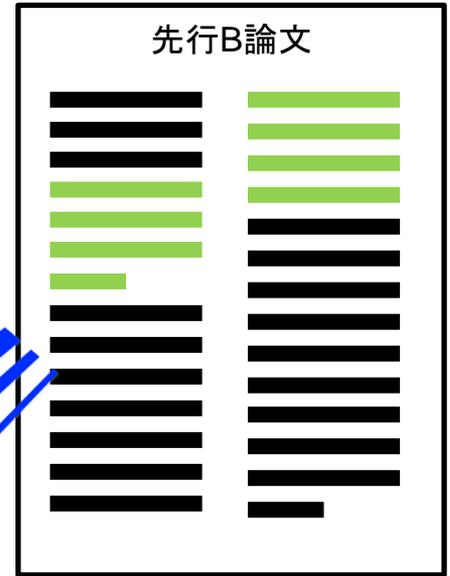
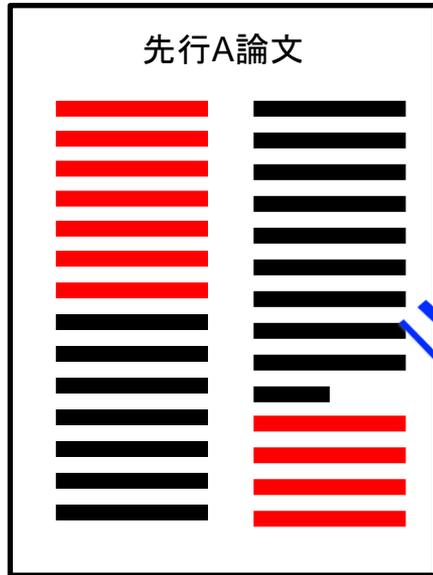
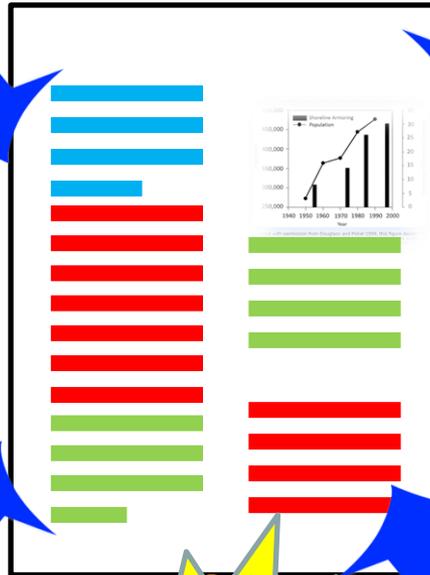
盗用 (case 1)

(1) 研究活動の不正行為

引用の明示のない パッチワーク論文



Adapted with permission from Douglass and Pickel 1999, this figure depicts the rate and extent of shoreline armoring in Mobile Bay. The vertical bars in the main graph show the proportion of armoring while the line depicts the population.



OUT

悪意はない。
うっかり引用の明示を忘れた…。
しかも、わずかな箇所のみ。

しかし



調査の結果、他に複数の過失が判明し、
「研究者としてわきまえるべき注意義務を著しく怠った」と判断され、「盗用」に。

盗用の原因

(1) 研究活動の不正行為

7

少し文章を変えれば引用の必要はない。
これは、自分の文章です。

先行研究をレビューし整理したものを
投稿しただけで、これは論文ではない。

うっかり忘れました。



盗用の原因

(1) 研究活動の不正行為

8

少し文章を変えれば引用の必要はない。
これは、自分の文章です。

引用(直接引用・間接引用)の理解が不足。
先行研究に対する「敬意」がない。

先行研究をレビューし整理したものを
投稿しただけで、これは論文ではない。

出版物として発表する以上、著者としての責任があるのは当然。

うっかり忘れました。

研究者としての注意義務を怠らないよう細心の注意が必要。

状況によっては重大な事態に繋がることもある。



研究不正は「故意」のみではない。

恐ろしいのは意図していなくても
研究不正を犯してしまうこと。

例えば、

「作法を知らなかった」は理由にならない。

「うっかりした」も状況によっては研究不正になることも。



本学の不正事例

(2) 研究費の不正使用

謝金の架空請求

(2) 研究費の不正使用

11



広島大学



架空の業務の
謝金実施報告書

STEP 2

STEP 1

広大の
X先生

あなた達、
実験補助したこと
にするからね

振り込まれた
お金は私に
渡してね

研究室の学生

はい
わかりました



広大のX先生

大学から学生に
振り込まれたお金



研究室
の学生



研究室の学生の名前を使い、架空の実験補助謝金を請求

旅費の重複受給

(2) 研究費の不正使用

12



広島大学



A大学

・旅行報告書
・ホテルの領収書,
JR切符など

・旅行報告書のみ
(A大学は,
ホテルの領収書等の
提出を求めている。)



広大の旅費



A大学の旅費



広大のX先生

同一行程の旅費を両大学に請求し、重複受給

本学の不正事例

(3) 処分と影響

研究不正に対する「処分」

広島大学学生懲戒規則

ねつ造、改ざん、盗用

⇒ 退学又は停学

研究費等の不正使用

⇒ 停学又は訓告



ちなみに、本学の教員の研究不正に 対する「処分」の事例は・・・

15

指導していた大学院生のゼミで発表した論文を
了解を得ることなく単名で雑誌に発表（盗用）
＋ ハラスメント ⇒ 諭旨解雇

コレスポンディング・オーサー（責任著者）として
発表した論文（共著）の大部分が、他の論文な
どからの盗用 ⇒ 停職

架空の納品書・請求書により支払われた代金を
取引業者に「預け金」として管理。取引業者へ
の税務調査により発覚 ⇒ 停職

「処分」で終わらない「研究不正の影響」

不正行為の公表
論文撤回
研究費の返還 など

本人のみならず
大学も社会的信用
失墜

全学的な再発防止
策の実施

研究活動に対する
負担増

ひとつの研究不正が大学や
他の研究者へ及ぼす影響は
あまりにも大きい。



**研究不正は
絶対にやらない！！**

研究不正を見つけたら 下記へ！ 相談もできます。

ねつ造
改ざん
盗用

広島大学 学術室学術部 学術支援グループリーダー

住所 〒739-8524 東広島市鏡山1丁目3-2 (法人本部棟1階)
直通電話 (082)424-5679
ファクシミリ (082)424-5890
電子メール kokuhatsu@office.hiroshima-u.ac.jp

研究費
の不正
使用

広島大学 監査室

住所 〒739-8524 東広島市鏡山1丁目3-2 (法人本部棟6階)
直通電話 (082)424-6068
ファクシミリ (082)424-4251
電子メール kansa-situcho@office.hiroshima-u.ac.jp